

参 考 資 料

令和 8 年 5 月

市 議 会 臨 時 会

目 次

| 内 容 | | 頁 |
|------------|-----------------------|----|
| 報告第 2 号関係 | 専決処分の報告（寝屋川市税条例の一部改正） | 1 |
| 議案第 39 号関係 | 有功者の選定（乾 光 江） | 35 |
| 議案第 40 号関係 | 有功者の選定（下 田 幾 子） | 35 |

寝屋川市税条例の一部改正

(令和 8 年 3 月 31 日専決)

1 改正理由

『地方税法』等の改正に伴い、軽自動車税について「環境性能割の廃止に係る規定の整備」を行うとともに、固定資産税等について「新築住宅等に対する固定資産税又は都市計画税の減額の規定に係る見直し」を行う等のため、一部改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 軽自動車税

ア 環境性能割及び種別割

(第 9 条、第 11 条、第 92 条、第 93 条、第 93 条の 3～第 93 条の 8、第 95 条～第 101 条、附則第 37 条の 2～附則第 38 条関係)

環境性能割が令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止されることに伴い、「環境性能割」に関する規定を削除するとともに、「種別割」を「軽自動車税」に改めるなどの規定の整備を行う。

(2) 固定資産税及び都市計画税

ア 新築住宅等に対する固定資産税又は都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告(附則第 15 条関係)

バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、対象施設が見直されることに伴い、「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改める。

(3) その他、『地方税法』等の改正に伴う市民税及び固定資産税等に関する規定の整備等を行う。

(4) 附則

ア 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

イ 経過措置

『地方税法』の改正に係る経過措置の例に倣い、固定資産税等及び軽自動車税に関する経過措置を定める。

ウ 『寝屋川市税条例等の一部を改正する条例』の一部改正
環境性能割の廃止に伴い、規定の整備を行う。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

(専決処分の報告 地方自治法第179条第3項)

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならぬ。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第109条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第109条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額</u> 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間</p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び<u>第26条において「特定配当等」という。</u>) (同)号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> | <p>応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならぬ。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第93条の6第1項の申告書、第109条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第93条の6第1項の申告書、第109条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額</u> 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間</p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び<u>次項並びに第26条において「特定配当等」という。</u>)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>4～6 (略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第92条 軽自動車税は、<u>軽自動車等</u>に対し、<u>その所有者</u>に課する。</p> <hr/> <p>(削る)</p> <p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>軽自動車税</u>を課することができない者である場合には、<u>前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する</u>。ただし、<u>公用又は公共の用に供する軽自動車等</u>については、<u>この限りでない</u>。</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第93条 軽自動車等の売買契約において<u>売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する</u>。</p> <hr/> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、<u>買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなし</u></p> | <p>4～6 (略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第92条 軽自動車税は、<u>3輪以上の軽自動車</u>に対し、<u>当該3輪以上の軽自動車の取得者に軽自動車税の環境性能割(以下「環境性能割」という。)</u>によって、<u>軽自動車等</u>に対し、<u>当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する</u>。</p> <p>2 前項に規定する<u>3輪以上の軽自動車の取得者</u>には、<u>法第443条第2項に規定する者を含まないものとする</u>。</p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>種別割</u>を課することができない者である場合には、<u>第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する</u>。ただし、<u>公用又は公共の用に供する軽自動車等</u>については、<u>これを課さない</u>。</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第93条 軽自動車等の売買契約において<u>売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)</u>又は<u>軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する</u>。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、<u>買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなし</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|------------------------------|---|
| <p>て、軽自動車税を課する。 (削る)</p> | <p>て、軽自動車税を課する。 3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> |
| <p>(削る)</p> | <p>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。 (環境性能割の課税標準)</p> |
| <p>(削る)</p> | <p>第93条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のため通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。 (環境性能割の税率)</p> |
| <p>(削る)</p> | <p>第93条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|-------------------------------------|---|
| <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> | <p>(1) <u>法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p>(2) <u>法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p>(3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> (<u>環境性能割の徴収の方法</u>)</p> <p><u>第93条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> (<u>環境性能割の申告納付</u>)</p> <p><u>第93条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u> (<u>環境性能割に係る不申告等に関する過料</u>)</p> <p><u>第93条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(削る)</p> <p>(<u>軽自動車税の税率</u>)</p> <p>第95条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>軽自動車税の賦課期日及び納期</u>)</p> <p>第96条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税の徴収の方法</u>)</p> <p>第97条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(<u>軽自動車税に関する申告又は報告</u>)</p> <p>第98条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」)と</p> | <p>2 前項の過料の額は、状況により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p>(<u>環境性能割の減免</u>)</p> <p>第93条の8 市長は、第100条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、<u>環境性能割を減免する</u>。</p> <p>2 前項の規定による<u>環境性能割の減免</u>を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</p> <p>(<u>種別割の税率</u>)</p> <p>第95条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>種別割の賦課期日及び納期</u>)</p> <p>第96条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>種別割の徴収の方法</u>)</p> <p>第97条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(<u>種別割に関する申告又は報告</u>)</p> <p>第98条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」)と</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>いう。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならぬ。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならぬ。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならぬ。</p> <p>4 (略) (<u>軽自動車税に係る不申告等に関する過料</u>)</p> | <p>いう。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならぬ。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならぬ。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならぬ。</p> <p>4 (略) (<u>種別割に係る不申告等に関する過料</u>)</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>第99条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税の減免</u>)</p> <p>第100条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等で特に必要がある と認めるもの(第3号に掲げる軽自動車等)にあっては、1 台に限る。)については、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者 は、納期限までに、市長に対し、別に定める申請書に減免を 必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければな らない。</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、そ の事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申 告しなければならぬ。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第101条 (略)</p> <p>2 法第445条又は第92条第2項ただし書、第93条の2若しくは 第94条の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原 動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、 市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日 から15日以内に、市長に対し、施行規則第33号の5様式によ る申告書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をし て、その車体に取り付けなければならない。</p> | <p>第99条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第100条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等で特に必要があ ると認めるもの(第3号に掲げる軽自動車等)にあっては、1 台に限る。)については、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者 は、納期限までに、市長に対し、別に定める申請書に減免を 必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければな らない。</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、そ の事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申 告しなければならぬ。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第101条 (略)</p> <p>2 法第445条又は第92条第3項ただし書、第93条の2若しくは 第94条の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原 動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、 市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日 から15日以内に、市長に対し、施行規則第33号の5様式によ る申告書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をし て、その車体に取り付けなければならない。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>らない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車等が法第445条又は第92条第2項ただし書、第93条の2若しくは第94条の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者について も、また、同様とする。</p> <p>3～9 (略)</p> <p>附則</p> <p>(削る)</p> | <p>らない。種別割を課されるべき原動機付自転車等が法第445条又は第92条第3項ただし書、第93条の2若しくは第94条の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者について も、また、同様とする。</p> <p>3～9 (略)</p> <p>附則</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第11条の2 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第25条及び第26条第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第11条の2第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第11条の2第1項」とする。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第11条の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、<u>法附則第5条の4第5項</u>(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第25条及び第26条第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第11条の2第1項」と、第26条第</p> | <p>3 第1項の規定は、<u>市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)</u>を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により<u>税務署長を経由して提出した場合を含む。)</u>に限り、適用する。</p> <p>第11条の2の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、<u>前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項</u>(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第25条及び第26条第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第11条の2の2第1項」と、第26条第</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>1 項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第11条の2第1項」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第13項に規定する条例で定める割合は、5分の3 (都市再生特別措置法 (平成14年法律第22号) 第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1) とする。</p> <p>4 法附則第15条第20項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第21項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第21項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第21項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第24項第1号口に規定する設備について同号</p> | <p>1 項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第11条の2の2第1項」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、5分の3 (都市再生特別措置法 (平成14年法律第22号) 第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1) とする。</p> <p>4 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> | <p>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> |
| <p>11 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> | <p>11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> |
| <p>12 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> | <p>12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> |
| <p>13 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> | <p>13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> |
| <p>14 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> | <p>14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。</p> |
| <p>(削る)</p> | <p>15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> |
| <p>(削る)</p> | <p>16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> |
| <p>(削る)</p> | <p>17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> |
| <p>(削る)</p> | <p>18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> |
| <p>(削る)</p> | <p>19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> |
| <p>(削る)</p> | <p>20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> |
| <p>15 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> | <p>21 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| 16 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 | 22 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 |
| 17 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 | 23 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 |
| 18 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 | 24 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 |
| 19 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 | 25 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 |
| 20 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 | 26 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 |
| 21・22 (略) (新築住宅等に対する固定資産税又は都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) | 27・28 (略) (新築住宅等に対する固定資産税又は都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) |
| 第15条 (略) 2～6 (略) | 第15条 (略) 2～6 (略) |
| 7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。 (1)～(3) (略) | 7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。 (1)～(3) (略) |
| 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同 | 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同 |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>施行令附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>施行令附則第12条第24項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>施行令附則第12条第25項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び<u>施行令附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 (略)</p> | <p>項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>施行令附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>施行令附則第12条第23項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>施行令附則第12条第24項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び<u>施行令附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 (略)</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>施行令附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13・14 (略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第18項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が<u>施行令附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> | <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>施行令附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13・14 (略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第18項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が<u>施行令附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> |
| <p>16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物<u>について</u>、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条の2第1項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年国土地交通省令第110号)第10条第2項</u>に規定する通知書の写し及び<u>主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律</u></p> | <p>16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土地交通省令第110号)第10条第2項</u>に規定する通知書の写し及び<u>主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>消化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度の都市計画税に限り、第133条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(削る)</p> | <p>第49号) 第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である</p> <p>を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度の都市計画税に限り、第133条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第37条の2 環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2</p> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|---|
| | <p>節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>2 大阪府知事は、<u>当分の間、前項の規定により行う環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車</u>が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、<u>国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p>3 大阪府知事は、<u>当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第37条の4の規定により読み替えられた第93条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|------|--|
| | <p>附則第29条の11の規定によりその例によることとされた第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(日本赤十字社の取得する3輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税)</p> |
| (削る) | <p>第37条の2の2 日本赤十字社が取得する3輪以上の軽自動車(第93条の2の規定の適用を受けるものを除く。)のうち、その用途が大阪府知事が環境性能割を課税免除する日本赤十字社が所有する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、当分の間、第92条第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。</p> <p>(環境性能割の減免の特例)</p> |
| (削る) | <p>第37条の3 市長は、当分の間、第93条の8の規定にかかわらず、大阪府知事が環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を減免する。</p> <p>(環境性能割の申告納付の特例)</p> |
| (削る) | <p>第37条の4 第93条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。</p> |

| 改正案 | 現行 | | | | | | | | | |
|--|--|----------|--------|----------|-----|--------|--------|-----|--------|--------|
| <p>(削る)</p> <p>(軽自動車税の税率の特例) <u>第37条の2</u> 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第95条の規定の適用については、当分の間、次の表の</p> | <p>(環境性能割に係る徴収取扱費の交付) <u>第37条の5</u> 寝屋川市は、大阪府が環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。 (環境性能割の税率の特例) <u>第37条の6</u> 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第93条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="738 250 898 1115"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第93条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 (種別割の税率の特例) <u>第37条の7</u> 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割に係る第95条の規定の適用については、当分の間、次の表の</p> | 第1号 | 100分の1 | 100分の0.5 | 第2号 | 100分の2 | 100分の1 | 第3号 | 100分の3 | 100分の2 |
| 第1号 | 100分の1 | 100分の0.5 | | | | | | | | |
| 第2号 | 100分の2 | 100分の1 | | | | | | | | |
| 第3号 | 100分の3 | 100分の2 | | | | | | | | |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | <p>左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> |
| <p>(略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | <p>(略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> |
| <p>(略)</p> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の回項_____において「ガソリン軽自動車」という。(営業用の乗用のものに限る。)に対する第95条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車税が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税_____に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。(削る)</p> | <p>(略)</p> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法定第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第95条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車税が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第95条の規定の適用につい</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(<u>軽自動車税の賦課徴収の特例</u>)</p> <p>第38条 市長は、<u>軽自動車税の賦課徴収</u>に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき<u>軽自動車税</u>の額について不足額があることを第96条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、<u>軽自動車税</u>に関する規</p> | <p>ては、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>(<u>種別割</u>の賦課徴収の特例)</p> <p>第38条 市長は、<u>種別割</u>の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき<u>種別割</u>の額について不足額があることを第96条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、<u>種別割</u>に関する規</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>定（第98条及び第99条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第38条の3（略） 2（略） 3（略） (1)（略） (2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項及び附則第11条の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、附則第10条第1項及び附則第11条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5)（略） （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例） 第39条（略）</p> | <p>定（第98条及び第99条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第38条の3（略） 2（略） 3（略） (1)（略） (2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、附則第10条第1項、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5)（略） （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例） 第39条（略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項及び附則第11条の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、附則第10条第1項及び附則第11条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項及び附則第11条の2第1項</p> | <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、附則第10条第1項、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、附則第10条第1項及び附則第11条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第41条 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、</p> | <p>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、附則第10条第1項、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第41条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のため譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項及び附則第11条の2第1項</p> | <p>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のため譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、附則第10条第1項及び附則第11条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項及び附則第11条の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、附則第10条第1項及び附則第11条の2第1項中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第44条第1項の規定による市民税</u></p> | <p>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、附則第10条第1項、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第24条の2第1項後段中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項の規定の適用については、第24条中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、附則第10条第1項、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第44条第1項の規定による市民税</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項及び附則第11条の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、附則第10条第1項及び附則第11条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第50条の2 (略)</p> | <p>の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項、附則第10条第1項、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項、附則第10条第1項、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第50条の2 (略)</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項並びに附則第10条第1項及び附則第11条の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項並びに附則第10条第1項及び附則第11条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第50条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項並びに附則第10条第1項及び附則第11条の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項並びに附則第10条第1項及び附則第11条の2</p> | <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項並びに附則第10条第1項、第11条の2第1項及び第11条の2の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項並びに附則第10条第1項、第11条の2第1項及び第11条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第50条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項並びに附則第10条第1項、第11条の2第1項及び第11条の2の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項並びに附則第10条第1項、第11条の2第1項</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>第1項 <u>中</u>「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第50条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項並びに附則第10条第1項及び附則第11条の2第1項の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第51条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項並びに附則第10条第1項及び附則第11条の2第1項 <u>中</u>「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第51条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第51条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> | <p>及び第11条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第50条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第50条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項並びに附則第10条第1項、第11条の2第1項及び第11条の2の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第51条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項並びに附則第10条第1項、第11条の2第1項及び第11条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第51条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第51条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>3・4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項並びに附則第10条第1項及び附則第11条の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第51条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項並びに附則第10条第1項及び附則第11条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第51条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第51条第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> | <p>3・4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第26条第1項並びに附則第10条第1項、第11条の2第1項及び第11条の2の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第51条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第26条第1項並びに附則第10条第1項、第11条の2第1項及び第11条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第51条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第51条第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> |
| <p>附則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の寝屋川市税条例(以下「新条例」という。)の規定中国定資</p> | |

| 改正案 | 現行 |
|--|----|
| <p>産税又は都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和7年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。</p> <p>2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。</p> <p>2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</p> <p>3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p> <p>（寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）</p> | |

| 改正案 | 現行 |
|---|----|
| 第4条 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（平成26年寝屋川市条例第10号）の一部を次のように改正する。 附則第6条中「の種別割」を削る。 | |

(議案第 39 号・議案第 40 号関係)

有 功 者 の 選 定

寝屋川市有功者選定諮問委員会の答申 36 ページ

[根拠法令]

寝屋川市有功者表彰条例第2条



寝有選第 1 号

令和8年4月23日

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市有功者選定諮問委員会

委員長 板坂 千鶴子

寝屋川市有功者の推薦について（答申）

令和8年4月23日付け、経市第197号において諮問のありました標記の件について、下記の者が寝屋川市有功者として推薦されるにふさわしい者であると認めましたので、ここに答申いたします。

記

| | (氏名) | (該当基準) |
|---|---|---------------|
| 1 | <small>いぬい</small> 乾 <small>みつえ</small> 光江 | 規則第2条第1項第7号該当 |
| 2 | <small>しもだ</small> 下田 <small>いくこ</small> 幾子 | 規則第2条第1項第7号該当 |